熊本県公報

号外　第５４号
平成28年6月17日（金）
（毎週　火・金発行）

目　次

条　　例

○熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例……（人事課）　2
○熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例……（税務課）　2
○熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を廃止する条例……（健康福祉政策課）　2
○熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例……（子ども未来課）　2
○熊本県立学校条例の一部を改正する条例……（高校教育課）　4

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

１　傷病補償年金又は休業補償と障害厚生年金とが併給される場合に傷病補償年金又は休業補償の額に乗じる調整率を「０．８６」から「０．８８」に改めることとした。（附則第５条関係）

２　この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成２８年４月１日から適用することとした。

３　所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

１　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく同意集積区域内における県税の課税免除の対象となる計画の同意期限を１年間延長することとした。（第４条の１３関係）

２　この条例は、公布の日から施行し、平成２８年４月１日から適用することとした。

◇熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を廃止する条例

１　熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を廃止することとした。

２　この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

１　次の２条例について、４階以上に保育室等を設ける保育所等が設けなくてはならない避難用の屋内階段の構造の基準を見直すこととした。

(1)　熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（第４４条関係）【第１条】

(2)　熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（第８条関係）【第３条】

２　次の３条例について、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等が不足している事情に鑑み、それぞれの施設に置かなくてはならない保育士等の配置に係る特例を設けることとした。

(1)　熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（附則第４条―附則第７条関係）【第１条】

(2)　熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例（附則第２条―附則第６条関係）【第２条】

(3)　熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（附則第４条―附則第７条関係）【第３条】

３　その他規定の整理を行うこととした。

４　この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県立学校条例の一部を改正する条例

１　熊本県立多良木高等学校、熊本県立球磨商業高等学校及び熊本県立南稜高等学校を廃止し、熊本県立球磨中央高等学校及び熊本県立南稜高等学校を新設することとした。（第２条関係）
２　この条例は、平成２８年８月１日から施行することとした。
３　改正前の第２条の表に規定する熊本県立多良木高等学校、熊本県立球磨商業高等学校及び熊本県立南稜高等学校は、改正後の第２条の表の規定にかかわらず、平成３１年３月３１日までの間、存続するものとした。（附則第２項関係）

条　　例

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成２８年６月１７日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第３４号

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年熊本県条例第４３号）の一部を次のように改正する。
附則第５条第１項の表傷病補償年金の項及び同条第２項の表中「０．８６」を「０．８８」に改める。

附　則

（施行期日等）
１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成２８年４月１日から適用する。
（経過措置）
２　新条例附則第５条の規定は、平成２８年４月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
３　適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第５条の規定により支給された傷病補償年金及び休業補償は、新条例附則第５条の規定による傷病補償年金及び休業補償の内払とみなす。

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成２８年６月１７日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第３５号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和３９年熊本県条例第５号）の一部を次のように改正する。
第４条の１３第１項中「平成２８年３月３１日」を「平成２９年３月３１日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県税特別措置条例の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。
平成２８年６月１７日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第３６号

熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を廃止する条例

熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成２１年熊本県条例第４１号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成２８年６月１７日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第３７号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第１条　熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年熊本県条例第７５号）の一部を次のように改正する。

第４４条第５項第２号の表２階の部避難用の項及び３階の部避難用の項中「同条第３項第２号、第３号及び第９号」を「同条第３項第３号、第４号及び第１０号」に改め、同表４階以上の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第３項第１号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他の有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（当該階段室が同条第３項第２号に定める構造を満たさない場合にあっては、同号に定める構造を満たすものに限る。）」に、「同条第３項第２号、第３号及び第９号」を「同条第３項第３号、第４号及び第１０号」に改める。

第５４条第２項第５号、第６１条第９号及び第１０７条第８号中「、高等学校又は中等教育学校」を「又は高等学校」に改める。

附則中第８条を第１２条とし、第４条から第７条までを４条ずつ繰り下げ、第３条の次に次の見出し及び４条を加える。

（保育所の保育士の配置に係る特例）

第４条　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等が不足している事情に鑑み、当分の間、第４６条第２項ただし書の規定は、適用しない。

この場合において、保育士を１人のみ配置するときは、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を配置しなければならない。

第５条　前条に規定する事情に鑑み、当分の間、第４６条第２項に規定する保育士の員数の算定については、幼稚園若しくは小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）第４条第２項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第６条　附則第４条に規定する事情に鑑み、当分の間、第４７条の保育時間が１日につき８時間を超える保育所に係る第４６条第２項に規定する保育士の員数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、当該保育時間を通じて必要となる保育士の総数から当該保育所の利用定員の総数を基礎として同項の規定により算定した数を控除して得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。

（保育士とみなされる者の総数の上限）

第７条　附則第３条又は前２条の規定により保育士とみなされる者の総数は、第４６条第２項に規定する合計した数の３分の１を超えてはならない。

（熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正）

第２条　熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例（平成１９年熊本県条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条の２第４号及び第２条の３第３号中「第１４条」を「第１４条の２」に改める。

第４条第１項中「この条」の次に「並びに附則第２条及び第５条」を加え、同条第２項中「教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）第４条第２項に規定する幼稚園の教諭の普通免許状又は同条第４項に規定する幼稚園の助教諭の臨時免許状をいう。以下この条において「幼稚園の教員免許状」という」を「幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）第４条第２項に規定する普通免許状をいう。附則第３条及び第４条において同じ。）又は幼稚園の助教諭の臨時免許状（同法第４条第４項に規定する臨時免許状をいう。）をいう。以下同じ」に改める。

附則を附則第１条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び５条を加える。

（認定こども園の職員の配置に係る特例）

第２条　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等が不足している事情に鑑み、当分の間、第３条第１項ただし書の規定は、適用しない。この場合において、同項に規定する教育及び保育に従事する者（以下「教育保育従事者」という。）を１人のみ置くときは、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第３条　前条に規定する事情に鑑み、当分の間、第３条第１項の規定により置かなければならない教育保育従事者の数の算定については、次に掲げる者を、教育保育従事者のうち満３歳未満の子どもの保育に従事する者とみなすことができる。

(1)　幼稚園の教員免許状を有する者

(2)　小学校の教諭の普通免許状を有する者

(3)　養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該認定こども園において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下同じ。）

第４条　附則第２条に規定する事情に鑑み、当分の間、第３条第１項の規定により置かなければならない教育保育従事者の数の算定については、次に掲げる者を、教育保育従事者のうち満３歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者とみなすことができる。

(1)　小学校の教諭の普通免許状を有する者

(2)　養護教諭の普通免許状を有する者

第５条　附則第２条に規定する事情に鑑み、当分の間、第１０条第１項の教育及び保育

の時間が１日につき８時間を超える認定こども園に係る第３条第１項の規定により置かなければならない教育保育従事者の数の算定については、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者を、当該教育及び保育の時間を通じて必要となる教育保育従事者の総数から当該認定こども園の利用定員の総数を基礎として同項の規定により算定した数を控除して得た数の範囲内で、教育保育従事者とみなすことができる。

第６条　前３条の規定により教育保育従事者とみなされる者の総数は、第３条第１項に規定する合計した数の３分の１を超えてはならない。

（熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第３条　熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年熊本県条例第５８号）の一部を次のように改正する。

第５条第３項中「。次項」の次に「及び附則第７条」を、「いう。以下この項」の次に「及び附則第５条」を加える。

第８条第３項第２号の表２階の部避難用の項及び３階の部避難用の項中「同条第３項第２号、第３号及び第９号」を「同条第３項第３号、第４号及び第１０号」に改め、同表４階以上の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第３項第１号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他の有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（当該階段室が同条第３項第２号に定める構造を満たさない場合にあっては、同号に定める構造を満たすものに限る。）」に、「同条第３項第２号、第３号及び第９号」を「同条第３項第３号、第４号及び第１０号」に改める。

第１８条第１項中「第６条」を「第１０条」に改める。

附則第３条の見出しを「（園児の教育及び保育に従事する副園長又は教頭の配置に係る特例）」に改め、附則中第４条を第８条とし、第３条の次に次の見出し及び４条を加える。

（幼保連携型認定こども園の職員の配置に係る特例）

第４条　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等が不足している事情に鑑み、当分の間、第５条第３項ただし書の規定は、適用しない。この場合において、同項に規定する園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「教育保育従事職員」という。）を１人のみ置くときは、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第５条　前条に規定する事情に鑑み、当分の間、第５条第３項の規定により置かなければならない教育保育従事職員の数の算定については、次に掲げる者を、教育保育従事職員とみなすことができる。

(1)　小学校の教諭の普通免許状を有する者

(2)　養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該幼保連携型認定こども園において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。）

第６条　附則第４条に規定する事情に鑑み、当分の間、第１６条第３項の教育及び保育の時間が１日につき８時間を超える幼保連携型認定こども園に係る第５条第３項の規定により置かなければならない教育保育従事職員の数の算定については、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者を、当該教育及び保育の時間を通じて必要となる教育保育従事職員の総数から当該幼保連携型認定こども園の利用定員の総数を基礎として同項の規定により算定した数を控除して得た数の範囲内で、教育保育従事職員とみなすことができる。

第７条　前２条の規定により教育保育従事職員とみなされる者の総数は、基準数の３分の１を超えてはならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２８年６月１７日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第３８号

熊本県立学校条例の一部を改正する条例

熊本県立学校条例（昭和３９年熊本県条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第２条の表高等学校の部熊本県立多良木高等学校の項を削り、同部熊本県立熊本商業高等学校の項の次に次のように加える。

熊本県立球磨中央高等学校	球磨郡錦町

第２条の表高等学校の部熊本県立球磨商業高等学校の項を削り、同部熊本県立芦北高等学校の項の次に次のように加える。

熊本県立南稜高等学校	球磨郡あさぎり町

第２条の表高等学校の部中「

熊本県立南稜高等学校	球磨
熊本県立天草拓心高等学校	天草
	天草

郡あさぎり町	
市 郡苓北町	」

を「

熊本県立天草拓心高等学校	天 天

草市 草郡苓北町	」

に改める。

附　則

１　この条例は、平成２８年８月１日から施行する。

２　改正前の第２条の表に規定する熊本県立多良木高等学校、熊本県立球磨商業高等学校及び熊本県立南稜高等学校は、改正後の第２条の表の規定にかかわらず、平成３１年３月３１日までの間、存続するものとする。